

公立大学法人奈良県立大学特任教員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学（以下「本学」という。）に置く特任教員に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本学の教育研究活動の充実および大学運営の推進のため、理事長が特に必要があると認めるときは、奈良県立大学学則第36条第2項の規定に基づき、本学に特任教員を置くことができる。

2 特任教員は、次の各号のいずれかに該当する者とし、理事長、学長または所属する組織の長が命じる業務に従事するものとする。

(1) 本学の教育研究活動の充実のため、専ら教育業務または研究業務に従事する者

(2) 外部資金等による事業において、高度の専門的な知識・経験を必要とする業務に従事する者

(3) その他、理事長が特に必要と認める業務に従事する者

(特任教員の採用)

第3条 特任教員は、学長の申出に基づき、理事長が採用する。

2 前項に規定する学長の申出は、奈良県立大学人事委員会の選考に基づき行わなければならない。

3 学長は、第1項の申出を行うに当たって、教育研究審議会の意見を聴かななければならない。

4 理事長は、第1項の採用を行うに当たっては、理事会の議を経なければならない。

(特任教員の呼称)

第4条 特任の呼称は、従事する業務および当該特任教員の経験、能力等に応じて、特任教授、特任准教授または特任講師とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、前項に掲げる呼称以外の呼称を付与することができる。

(契約期間)

第5条 特任教員の契約期間は、1年を超えない範囲で定める。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、5年を超えない範囲で定めることができる。

2 前項の契約期間に引き続き、特任教員を雇用する場合は、新たな契約を締結するものとする。この場合において、その契約期間は、当初の採用日から起算して5年を超えることができない。

3 本条に基づく特任教員の契約期間は、満70歳を超えて雇用することはできない。

(無期雇用契約への変更および無期雇用特任教員の労働条件)

第6条 教育・研究に従事する職で、人材の確保が困難であり、理事長が特に認めるものについては、前条に基づく労働契約の期間中に無期雇用契約の合意をおこなう場合がある。

2 無期雇用契約を締結した特任教員の定年は、満65歳とする。

3 無期雇用契約における特任教員の労働条件は、原則として直前の契約における労働条件（期間の定めに関する事項を除く。）と同一のものとする。ただし、特に必要がある場合は、別に定めることができる。

(再雇用)

第7条 理事長が特に必要と認めた場合は、人事委員会の審議を経て満70歳まで再雇用するこ

とができる。

2 前項により再雇用される場合の労働条件は、原則として、直近の契約における労働条件（期間の定めに関する事項を除く。）と同一のものとする。ただし、特に必要がある場合は、別に定めることができる。

（労働条件）

第8条 特任教員の勤務時間、休日、休暇、給与等の労働条件については、労働契約書により個別に定める。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月16日から施行する。